二 級 建築士免許申請書(第一面) 木 造

私は、 申請しま 私は、	不追 :す。 下記事項が事集	ぎで、かつ、 』					E民票の写しる	を添え、
大分県 指定登	年 月 知事 	日 ž				氏名.		
ふりがな			生年		年 月	日生	写真	Í
氏 名			月 日 性 別	月	· 女		_ _ 縦4.5cm、横	€3 5cm/D
本籍							写真の裏面	面に氏名
現住所	電話						記入して則 てください	占り付け
試験	二級 木造 建築士試験に合格した時期 年							
	合格通知書品	日付 年	月	日	合格通知書	書番号	第	号
登録申請区分	1 学歴 □ 2 学歴+実務 □ 3 建築士法第四条第四項第三号 □ 4 建築士法第四条第五項 □ 5 実務 □							
1 学歴	学校名	学部名・学	科名	入学・卒業(修了) 年月		建築実務経場 合計		
により申請す				年 月入学 年 月卒業(修了)				
る場合 に記入				年 月入学				
	26.14.7			年 月卒業(修了) 入学・卒業(修了)		建築実務経験	<u></u> 乗期間の	
2 学歴 +実務に	学校名	学部名・学	科名	年月		合計		
より申請				年 月入学 年 月卒業(修了) 年 月入学 年 月卒業(修了) 入学・卒業(修了)				
する場合 に記入						年 月	月	
						建築実務経験期間の		
3 建築 士法第	学校名	学部名・学	科名	<i>/</i> \	年月			央 <i>刊</i> 1日107
四条第一四項第				年 月入学 年 月卒業(修了) 年 月入学		年 月		
三号に							月	
より申 請するに 場合に 記入					- ハハコ F 月卒業(修	了)		
	建築設備士試験合格証書日付			建築設備士試験合格				
4 建築	年 月 			第 第			号	
4 士四五よ請場記案第第に申るに	免許名称	免許者	名	免許の年月日		資格認定書の年月日		
					年 月		年	月
5 実務 により	建築実務経験期間の合計							
に 申 請 合 に 記入	年 月							

欠格事士	1 拘禁刑以上の刑に処せられたこと(刑法等の一部を改正する 法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法 (明治40年法律第45号)第13条に規定する禁錮以上の刑に処せ られたことを含む。)がありますか。 あるときは、その罪及び刑	ある□	ない□
	あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けること がなくなった日	年月	日
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑	ある□	ない□
	あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けること がなくなった日	年 月	日
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一 級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたこ とがありますか。	ある□	ない口
由	あるときは、その日	年 月	日
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	, , ,	ない口
	業務の停止を受けたことがあるときは、その停止の期間	年 年 月	
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務 を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切 に行うことができない状態ですか。	はい□レ	いえ□
※登録機			
記入上の	⊃注意] 数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は	、該当する口]の中に
1 507.	いナアノ だキい		

レ印をつけてください。

以下の事項は、円滑な登録実施のために必要となりますので、記入についてご協力ください。

	□ 5 0	□ 5 1	□ 5 2	□ 5 3
告示等に基づく学歴等区分	大学・短大・高等専門	職業能力開発総合大	大学・短期大学・高等専	大学・短期大学・高等専
	学校卒 40単位修得	学校·職業能力開発大	門学校·職業能力開発総	門学校·職業能力開発総
		学校·職業能力開発短	合大学校·職業能力開発	合大学校·職業能力開発
		期大学校卒 40単位	短期大学校卒 30単位	短期大学校卒 20単位
		修得	修得	修得
	□ 5 4	□ 5 5	□ 5 6	□ 5 7
	高等学校·中等教育学	高等学校·中等教育学	専修学校_高等学校卒	専修学校_高等学校卒
	校卒 20単位修得	校卒 15単位修得	修業2年以上 40単位	修業2年以上 30単位
	□ 5 8	□ 5 9	□ 6 0	□ 6 1
	専修学校_高等学校卒	専修学校·職業訓練校	専修学校·職業訓練校	職業訓練校等_高等学
	修業1年以上 20単位	等_中学校卒	等_中学校卒	校卒
		修学2年以上 15単位	修学1年以上 10単位	修学3年以上 30単位
	□ 6 2	□ 6 3	□ 6 4	□ 6 5
	職業訓練校等_高等学	職業訓練校等_中学校	実務経験	その他
	校卒	卒		
	修学1年以上 20単位	修学3年以上 20単位		